

◎ 働き方改革法が成立 2018年6月29日 参院本会議  
 残業時間の上限規制・脱時間給・同一賃金の導入

特定社会保険労務士 小山労務管理事務所

■ 政府が今国会最重要法案と位置づけていた「働き方改革関連法」は2018年6月29日、参院本会議で可決成立した。「脱時間給」(高度プロフェッショナル制度)の創設、労働基準法、労働契約法など計8本の法律の一括改正を柱とする。

今後の日本の労働慣行の大きな転換点を迎えた。

■ 47項目の付帯決議も採択され、政府が脱時間給制度の対象業務を省令で定める際、限定列挙することなどが記されている。

### ■ 働き方改革法のポイント

- 時間外労働の罰則付き上限規制の導入
- 同一労働同一賃金の実現(正規、非正規の不合理な待遇差の解消)
- 高度プロフェッショナル制度の創設(高収入の一部専門職を労働時間の規制から外す脱時間給)

### 🔗 働き方改革関連法の主な内容及び施行時期

時間外労働(残業)の罰則付き上限規制	
原則 月 45 時間 年 360 時間まで。 最長でも 単月 100 時間未満 年 720 時間未満が限度	2019 年 4 月(大企業) 中小企業 2020 年 4 月
同一労働同一賃金の実現	
正規と非正規の不合理な待遇差を解消 差が生じる場合は説明義務あり	2020 年 4 月(大企業) 中小企業 2021 年 4 月
高度プロフェッショナル(脱時間給)制度の創設	
高収入の一部専門職は働いた時間ではなく成果で評価 年収 1075 万円以上の高収入の一部専門職を労働時間の規制から外す	2019 年 4 月 (大企業・中小企業を問わず)
インターバル制度の努力義務化	
終業から次の始業まで一定の時間を確保する	2019 年 4 月(大中小問わず)

◆ 広がる生産性向上運動

インターバル勤務(勤務間インターバルは休息確保のため、終業から始業までの間の時間に最低基準を設ける制度)については努力義務となっているが、産業界では既に導入済みの企業が増加しており、導入検討中の企業も増えている。

法律に先行し、画一的労働を廃し、企業の一層の競争力を育むための働き方改革が進んでいる。

---

➤ 2018年 労働経済動向指数にも大きな変化がみられる。

・5月の労働者数 6698万人過去最多      ・完全失業率 2.2% (労働力調査)

・5月の有効求人倍率 1.60倍と44年4か月ぶりの高水準      (厚労省)

---

